

# 幌延町内の『避難所・避難場所』が変更されました

これまで、切迫した災害の危険から逃れるための『避難場所』と、避難生活を送るための『避難所』が必ずしも明確に区別されていなかったことから、国において災害対策基本法が改正され、『緊急避難場所』と『避難所』が、次のとおり明確に区別されました。

## ◎ 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所は、災害の発生や災害が発生するおそれがある場合に、その危険から生命、身体を守るため、一時的に逃れるための場所として、地震や洪水など災害の種類ごとに、安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を町長が指定します。

## ◎ 指定避難所

指定避難所は、災害の危険性があり避難した方や、災害により家に戻れなくなった方々が、災害の危険性がなくなるまでに必要な期間滞在し、生活するための施設を町長が指定します。

このことから、幌延町においても地域防災計画を変更し、次のとおり緊急避難場所と避難所を指定しました。

これまで避難所としていた各集会施設等は、耐震性や浸水区域の条件により避難所の指定はせずに、大規模な火災における緊急避難場所とし、その他の施設についても条件を考慮して指定しています。

また、施設付近に設置していた避難所の看板についても、新しい表示に更新します。

指定緊急避難場所	避難できる災害の種類				
	地震	土砂	洪水	津波	火災
幌延小学校	○	○			○
幌延小学校グラウンド	○				○
幌延中学校					○
幌延中学校グラウンド	○				○
問寒別小中学校	○	○	○		○
問寒別小中学校グラウンド	○				○
幌延町生涯学習センター	○	○	○		○
問寒別生涯学習センター	○	○			○
幌延町総合体育館	○	○	○		○
国際交流施設	○	○	○		○
問寒別町民会館	○	○			○
各地区集会所					○
各地区生活改善センター(下沼を除く)					○
各地区グラウンド(下沼を除く)	○				○
下沼生活改善センター		○	○		○
下沼寿の家	○	○	○	○	○
下沼地区グラウンド	○	○	○	○	○

※緊急避難場所は、○印のついている災害が発生した際に、避難ができる場所です。

指定避難所
幌延小学校
問寒別小中学校
幌延町生涯学習センター
問寒別生涯学習センター
幌延町総合体育館
国際交流施設

※避難所は、災害の種類や規模、その他の状況により、開設する施設をその都度決定します。

※臨時的に、役場等その他の施設が避難所になる場合があります。

## 避難場所



問合せ先：総務財政課 総務グループ 電話：5-1111 告知端末機：5-8811



平成29年6月1日(木)～6月20日(火)

### ○避難場所、避難経路は事前に確認

・ハザードマップは以下のURLから確認できます。

<http://disaportal.gsi.go.jp>

### ○非常時の持ち出し品は事前に準備

・貴重品、衣類、非常用食品などを準備しておきましょう。

### ○台風などが近づいたら気象情報や河川情報に注意

・河川の水位や雨量の情報は、テレビ、ラジオ、インターネットなどで入手できます。

